

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	昭島市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.akishima.lg.jp/s008/010/040/010/20161226132125.html">http://www.city.akishima.lg.jp/s008/010/040/010/20161226132125.html</a>

執行機関名 昭島市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(自動車改造費助成)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)別表第1の1の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	昭島市障害者総合支援条例(平成18年昭島市条例第8号)第1条 昭島市地域生活支援事業の種類及び利用料を定める規則(平成18年昭島市規則第43号)第2条第2項第4号 昭島市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成元年4月1日実施)第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>条例第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)その他の法令の規定に基づき、障害者(法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を総合的に行い、もって障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>規則第2条 2 条例第14条第2項の規定により行う事業の種類は、次に掲げるものとする。 (4) 身体障害者用自動車改造費助成事業</p> <p>要綱第2条 この事業において助成の対象となる者は、市の区域内に住所を有する18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれにも該当し、自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要があるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>昭島市障害者総合支援条例 昭島市地域生活支援事業の種類及び利用料を定める規則 昭島市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱</p>